

議員提出議案第12号

守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日 提出

守谷市議会

議長 松丸修久様

提出者 議会運営委員会
委員長 又耒成人

平成 年 月 日原案 決

守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

守谷市議会委員会条例（平成13年守谷町条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第2条の見出しを「(常任委員の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)」に改め, 同条を同条第2項とし, 同条に第1項として次の1項を加える。

議員は, 少なくとも一の常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）となるものとする。

第4条第2項中「委員」の次に「(以下「議会運営委員」という。)」を加える。

第6条の見出しを「(特別委員会の設置等)」に改め, 同条第1項中「(以下「委員会」という。)」を削り, 同条第2項中「特別委員」を「特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）」に改め, 同条に次の1項を加える。

3 特別委員は, 特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条第1項中「以下」の次に「これらを」を加え, 同条第3項中「(常任委員の任期)」を削り, 同項を同条第4項とし, 同条中第2項を第3項とし, 同項の前に次の1項を加える。

2 議長は, 委員の選任事由が生じたときは, 速やかに選任する。

第9条第1項中「委員会」を「特別委員会（以下これらを「委員会」という。）」に改める。

第16条ただし書中「(委員長及び委員の除斥)」を削る。

第22条第1項中「会議規則」を「守谷市議会会議規則（平成13年守谷町議会規則第1号。以下「会議規則」という。）」に改める。

第29条第3項中「第26条（公述人の発言）, 第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「前3条」に改める。

附 則

この条例は, 地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条但し書きの政令で定める日から施行する。

提案理由（議員提出議案第12号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、本年9月に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、地方議会の委員会に関する規定が簡素化されたことから、従来の委員会運営を継続するため、委員会委員の選任方法等について守谷市議会委員会条例に規定を盛り込むものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願ひいたします

守谷市議会委員会条例新旧対照表

| 改 正 | 現 行 |
|---|--|
| (削除) <u>(常任委員の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)</u> | 目次 (略) <u>(常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)</u> |
| 第2条 議員は, 少なくとも一の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。 | (新設) 第2条 (略) |
| 2 (略) (議会運営委員会の設置) | (議会運営委員会の設置) |
| 第4条 (略) 2 議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は, 9人とする。 | 第4条 (略) 2 議会運営委員会の委員_____ ____の定数は, 9人とする。 |
| 3 (略) <u>(特別委員会の設置等)</u> | 3 (略) <u>(特別委員会の設置)</u> |
| 第6条 特別委員会_____は, 必要がある場合において議会の議決で置く。 | 第6条 特別委員会(以下「委員会」という。)は, 必要がある場合において議会の議決で置く。 |
| 2 特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)の定数は, 議会の議決で定める。 | 2 特別委員_____ ____の定数は, 議会の議決で定める。 |
| 3 特別委員は, 特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。 | (新設) |
| (委員の選任) | (委員の選任) |
| 第8条 常任委員, 議会運営委員及び特別委員(以下二 | 第8条 常任委員, 議会運営委員及び特別委員(以下二 |

これらを「委員」という。) の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

3 (略)

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条_____第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2及び3 (略)

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条_____の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。), 守谷市議会会議規則(平成13年守谷町議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止

_____「委員」という。) の選任は、議長の指名による。

(新設)

2 (略)

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び委員会_____に委員長及び副委員長1人を置く。

2及び3 (略)

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。), 会議規則_____

_____又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止

し、又は発言を取り消せることができる。

2及び3 (略)

(参考人)

第29条 (略)

2 (略)

3 参考人については、前3条

の規定を準用する。

し、又は発言を取り消せることができる。

2及び3 (略)

(参考人)

第29条 (略)

2 (略)

3 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。